平成２２年（フ）第５３３６号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目12番２号　タイガーズマンション206号
債務者　越智　福重
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３４３号
大阪府八尾市宮町１丁目２番18―203号
債務者　杉田江津子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３５０号
大阪市福島区海老江７丁目15番６号　ミヤコハイツＡ―102号
債務者　谷口　和久
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３５７号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目32番１号
債務者　阪口　一美（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３８１号
大阪市旭区今市１丁目２番５―926号
債務者　福島　正記
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３９２号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目２番８号
債務者　谷口留美子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３９９号
大阪市城東区鴫野東１丁目11番26号
債務者　中西　祐葵
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４２１号
大阪市生野区巽南３丁目４番22号
債務者　森　　杉三
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４３８号
大阪市此花区春日出中２丁目７番19号　第２武田マンション203号
債務者　宮下　一志
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４４９号
大阪府四條畷市二丁通町15番４号
債務者　芝　　重信
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６５号
大阪府寝屋川市点野２丁目６番11―405号
債務者　戸田　恵子（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５１９号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目６番１―305号
債務者　松原　直子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２７号
大阪市住吉区南住吉３丁目12番８号
債務者　松田　和代
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５６１号
大阪府八尾市渋川町５丁目５番39―202号
債務者　山口　笑子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５６６号
大阪府枚方市田口４丁目55番９―11号
債務者　三葛　公美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５８０号
大阪市東成区神路４丁目12番20―1103号
債務者　梅本久美子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５８２号
大阪府門真市打越町17番16号
債務者　的場　由紀
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３４号
北海道旭川市宮下通３丁目4152番地の１　道住Ａ棟44号
債務者　加藤　洋子（旧姓笠島）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部